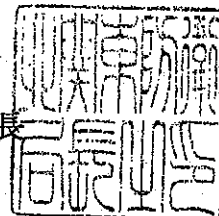




関防第6102号
平成23年10月14日

所沢市長 殿

北関東防衛局長



FAC3049所沢通信施設の一部土地の返還について（照会）

平成18年4月20日付で要請された標記について、施設分科委員会に提案したところ、米側から別添のとおり条件を付して同意する旨の回答があったので、当省としては、今後、速やかに日米合同委員会で合意したいと考えています。

つきましては、内容について御検討の上、貴見を回示されますよう御願い申し上げます。

なお、米側の条件となっている施設の整備については、本年3月10日に貴市に対して照会し、同年4月11日に承諾をいただいた内容と基本的には変更がないことを申し添えます。

添付書類：FAC3049所沢通信施設の一部土地の返還について

F A C 3 0 4 9 所沢通信施設の一部土地の返還について

合衆国政府は、日本国政府の要請について、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、下記のような条件を受諾することを条件に同意するとしています。

1 日本国政府は、所沢通信施設に次の施設を提供するものとする。

- (1) 東西連絡道路により影響を受けるアンテナを交換する。アンテナ5基が撤去されるが、その内4基のみが更新され、従来の機能を確保する。
- (2) 送信局舎を移設する。その際、影響を受ける区域にある全ての小規模な建物等は撤去され、そのうち、現存する、給水棟、電気室及び警衛所の合算面積が、新しい送信局舎の面積に追加される。更に、既存倉庫の一部（面積約580㎡）を送信局舎付近に移設する。
- (3) 全ての通信及び電気ケーブルを、全ての既存アンテナから付け替える。新しいケーブルを、新しいアンテナから新しい送信局舎へ取り付け。
- (4) ゲート、新しい舗装道路及び砂利道を提供する。
- (5) 返還される土地の両側に保安柵を設置し、交通信号機、米軍が管理するセンサー、防犯照明システム、パトロール用道路及び標識を、必要に応じ、新しい境界線に沿って設置する。所沢通信施設は、現行のユーティリティ能力を維持する。
- (6) 土地の返還により施設が分断されるため、返還される土地の下に北地区と南地区を接続する地下ユーティリティ管路を整備する。その際、通信ケーブル管路及び電気ケーブル管路は分離させる。地下管路は、返還される土地の両側にマンホールを建設し、整備・補修工事を行うための十分な広さがなければならない。返還される土地の地下に設置されている通信回線及び電気ケーブルを、在日米軍が使用、補修、管理及び検査するための地役権は維持される。
- (7) 格子型タワーは撤去され、小規模化されて機能が移設される。
- (8) 新しい境界線に沿って境界標を設置する。

2 日本国政府は、所沢通信施設にある倉庫の一部を、合衆国政府の運用上横田飛行場に建設するものとする。その際、倉庫は第374空輸航空団司令官によって適切だと判断された場所に、面積約3,300㎡のものとする。

- 3 既存施設の取壊し、又は要請地のあらゆる部分の返還に先立ち、日本国政府により移設される全ての施設が建設され、合衆国政府により承認されるものとする。更に、要請地の返還に先立ち、合衆国政府の基準に合ったテロ対策基準の配置及び構造が整っていないなくてはならない。
- 4 日本国政府により移設される施設は、付帯設備及び通信ケーブルを含め、全て合衆国政府に受諾される基準により建設、設置及び検査されるものとし、使用前に全ての通信、ユーティリティ及び運用支援設備が設置され、運用可能でなければならない。通信、ユーティリティ及び運用支援設備とは、水道、汚水処理、雨水排水、給汽、電気、冷暖房、アース、避雷、防火装置、電気通信、歩道、道路及びごみ置き場等を含む。
- 5 日本国政府は、工事期間中、安全を維持する。
- 6 日本国政府により提案された東西連絡道路は、通信任務を中断させたり妨げることがないようにするものとする。
- 7 全ての施設の建設に当たっては、合衆国政府に費用の負担をかけず、日本の国、県又は現地の環境基準、規則及び法律に合致しなければならない。
- 8 移設・建設工事により生ずる合衆国政府の財産に対する損害は、全て日本国政府により、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、合衆国政府が満足するよう直ちに修理されるものとする。
- 9 いかなる時も、工事に伴い合衆国政府の運用及び機能を妨害してはならない。現地の合衆国政府代表により工事作業が合衆国政府の運用を制限していると判断された場合、日本国政府は、通知後24時間以内にそのような作業を是正するか中止するものとする。
- 10 合衆国政府は、提案された移設に関する全ての設計図、仕様書及び配置図の最終承認権を留保する。建設、改修又は修理作業に関する機能所要は、現地の在日米軍代表者と調整し、承認されるものとする。本承認には、日本国政府の責任である技術的妥当性は含まれない。現行の合衆国政府の慣行に従い、竣工図が現地の在日米軍代表者に提供されるものとする。
- 11 ここに概説した所要はあくまで一般的なものであり、上記施設の最終設計、建設及び配置に関する具体的細目は、必要に応じて、日米合同委員会の下部機関である施設整備・移設部会に付託されるものとする。
- 12 本件の詳細については、現地段階で調整するものとする。本件についての現地在日米軍代表者は、横田飛行場第374空輸航空団司令官、又は指定する代表者とする。

添付書類：別紙及び別図

移設対象施設等

条件項目	移設等対象施設等	移設等 内容
1-(1)	アンテナ	アンテナ5基が撤去されるが、その内4基を更新
1-(2)	送信局舎、倉庫	給水棟、電気室、警衛所の合算面積が新しい送信局舎の面積に追加 既存倉庫の一部(面積約580㎡)を送信局舎付近に移設
1-(3)	通信、電気ケーブル	全ての通信、電気ケーブルを更新し、新しい送信局舎に取り付ける
1-(4)	ゲート、舗装道路、砂利道	施設出入口、基地運営用道路として新設
1-(5)	保安柵、交通信号機、センサー、防犯照明システム、パトロール用道路、標識	新しい境界線に沿って設置
1-(6)	地下ユーティリティ管路等	返還される土地の下に北地区と南地区を接続する管路を設置
1-(7)	格子型タワー	撤去の上、小規模化して機能を移設
1-(8)	境界標	新しい境界線に沿って設置
2	倉庫	所沢通信施設にある倉庫の一部を横田飛行場に建設(面積約3,300㎡)
4	通信、ユーティリティ及び運用支援設備	通信、ユーティリティ及び運用支援設備とは、水道、汚水処理、雨水排水、給汽、電気、冷暖房、アース、避雷、防火装置、電気通信、歩道、道路及びゴミ置き場等を含む

所沢通信施設の東西連絡道路用地の返還に伴う所要施設の移設等位置図

